

令和3年度熊本支部事業計画の概要

| (Ⅰ) 基盤的保険者機能関係 | (Ⅱ) 戦略的保険者機能関係 |
|--|--|
| <p>1-1. 健全な財政運営</p> <p>1-2. 【KPIあり】サービス水準の向上</p> <p>1-3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>1-4. 現金給付の適正化の推進</p> <p>1-5. 【KPIあり】効果的なレセプト内容点検の推進</p> <p>1-6. 【KPIあり】柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>1-7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <p>1-8. 【KPIあり】返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>1-9. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>1-10. 【KPIあり】オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナンバー登録の促進【新】 <p>1-11. 業務改革の推進【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務の標準化、効率化、簡素化の推進と、最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上 | <p>2-1. 上位目標である「新規人工透析者の減少」に向けた取組を着実に進める</p> <p>(1) .【KPIあり】特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加入者個人への受診勧奨と集団健診の実施 <p>(2) .【KPIあり】特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ICTを活用した特定保健指導の利便性の向上 <p>(3) .【KPIあり】重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未治療者に対する受診勧奨の実施 <p>(4) .【KPIあり】コラボヘルスの推進【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 健康宣言事業所の拡大と健康経営の質の向上の取り組み <p>2-2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 動画等を活用した加入者のヘルスリテラシーの向上 <p>2-3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>2-4. インセンティブ制度の周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和3年度保険料率減算を積極的にアピールした広報の実施 <p>2-5. パイロット事業への積極的な取り組み</p> <p>2-6. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「人生100年くまもとコンソーシアム」に参画し、保険者を横断した医療・健診データ分析と、県全体の予防健康づくりへの取り組み ➢ 加入者のポリファーマシー（多剤服用により副作用などの有害事象）対策のための上手な医療のかかり方の啓発 <p>2-7. 調査研究の推進</p> |
| <p>(Ⅲ) 組織・運営体制関係</p> <p>3-1. 人事・組織に関する取組</p> <p>3-2. 内部統制に関する取組【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故等が発生しない仕組みづくりの構築【新】 <p>3-3. 【KPIあり】費用対効果を踏まえたコスト削減等の取り組み</p> <p>3-4. 働き方改革の推進を図りワークライフバランスを目指す【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務の生産性の向上による超過勤務時間の削減等【新】 | |

KPI：重要業績評価指標（目標の達成度合いを測定する指標）

令和 3 年度の本部と支部の事業計画（案）

| 令和 3 年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|---|
| <p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 | <p>(I) 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1-1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ② 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 |
| <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95%以上とする</p> | <p>1-2. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ② 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ③ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95%以上とする</p> |
| <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 | <p>1-3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|--|
| <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化P Tにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 | <p>1 - 4. 現金給付の適正化の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ③ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化P Tにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 |
| <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。 <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> | <p>1 - 5. 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 ② 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、高額レセプトを中心とした点検を実施する。 <p>■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> |
| <p>⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 | <p>1 - 6. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|--|
| <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> | <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> |
| <p>⑦ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査手順の標準化を推進する。 ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 | <p>1－7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査手順の標準化を推進する。 ② 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 |
| <p>⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> | <p>1－8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ② 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ③ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI： ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> |
| <p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 | <p>1－9. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ② 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする |
| <p>⑩ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ■ KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。 | <p>1-10. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行う。 |
| <p>⑪ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 | <p>1-11. 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ② 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。 |
| <p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 | <p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> |
| <p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 | <p>2-1. 上位目標である「新規人工透析者の減少」に向けた取組を着実に進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、関係機関や事業所及び加入者にヘルスリテラシーの向上を働きかけるとともに、PDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ② 特に糖尿病にかかる問題意識を広げるため、事業所及び加入者へのポピュレーションアプローチを強化する。 |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|--|
| <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 <p>また、国において事業者健診データに係る事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームが検討されていることを踏まえ、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう制度的な課題等の解決に向けた国への働きかけを行う。</p> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 58.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 8.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 31.3%以上とする</p> | <p>③ 各種広報及び意見発信等において、県や市町村及び各会議体等との連携を構築・強化し、訴求力のある発信に努める。</p> <p>2-1（1）特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>① 生活習慣病予防健診</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 未受診事業所及び被保険者個人への受診勧奨を実施する。 契約健診機関及び受診枠の更なる拡大を図る。 集団健診においては被扶養者集団健診事業との連携を図る。 <p>② 事業者健診データ取得</p> <ol style="list-style-type: none"> 健診機関及び事業所への事業者健診結果の提供勧奨を効果的・効率的に実施する。 事業者健診データ取得にかかる契約健診機関の拡大を図る。 熊本労働局に対し事業者健診を起点として連携を働きかける。 <p>③ 被扶養者の特定健診</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会主催集団健診について、実施日やオプション検査を拡充し魅力を高めるとともに、被保険者集団健診事業との連携を図る。 市町村が行うがん検診との同時実施及び広報の拡大を図る。 <p>■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を 63.0%以上とする ②事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を 28.5%以上とする</p> |
| <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定 | <p>2-1（2）特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>① 被保険者の特定保健指導</p> <p>A) 【協会実施分】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先 |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|---|
| <p>し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。 ・特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標の設定及び身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成に着手する。 ・また、事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定に着手する。 <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を25.0%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする</p> | <p>的に利用勧奨を行う。併せて外部委託を活用し、協会保健師・管理栄養士がより初回面談に注力できる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> b. 情報通信技術による遠隔面談等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 c. 特定保健指導の質の向上のため、協会保健師・管理栄養士の企画立案能力やセルフマネジメント力等の向上を目指した研修会等を実施する。 d. 事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、協会保健師・管理栄養士の身体活動・運動やメンタルヘルスにかかる知識習得を促進する。 e. 特定保健指導を起点に事業所に介入し、特定保健指導対象者以外（若年期の被保険者を含む）への健康教育や保健指導の拡大に着手する。 <p>B) 【委託実施分】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「健診と特定保健指導の一体化」を健診機関に訴求し、外部委託による特定保健指導の更なる推進を図る。 b. ・事業主等へも健診当日の初回面談を訴求する。 c. ・情報通信技術による遠隔面談等、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 d. ・外部委託における特定保健指導の質の向上のため、委託機関毎の課題を洗い出し、個別アプローチ又は研修会等により改善を促す。 <p>② 被扶養者の特定保健</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 協会主催集団健診において健診当日の初回面談を強化する。 b. グループ支援形式での初回面談を実施する。 <p>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を34.1%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を10.0%以上とする</p> |
| <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖 | <p>2-1(3) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 未治療者に対する二次勧奨を確実に実施する。 b. 医師会等と連携し訴求力を強化する。 |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|--|
| <p>値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <p>■ KPI : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</p> | <ul style="list-style-type: none"> c. 糖尿病性腎症の治療中者を対象として、かかりつけ医との連携を含む生活指導プログラムを実施する。 d. 健診結果から腎症が疑われる対象者への保健指導を実施する。 <p>■ KPI : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合12.0%以上とする</p> |
| <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。 <p>■ KPI : 健康宣言事業所数を57,000事業所以上とする。</p> | <p>2-1（4）コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ヘルスター健康宣言事業を中心に、ヘルスター認定2021、健康経営優良法人認定制度などを通じた健康経営の働きかけを行うことで事業主の主体的な取り組みを促す。 b. 業種団体や行政との連携しつつ健康経営を促進し、加入者・事業主の健康づくりの意識向上を図る。 c. 事業所が主体となる「くまもと健康企業会」をサポートし、健康経営に取り組む事業所間の連携を強化することで、健康経営の質の向上への取り組みを働きかける。 d. 健康宣言事業所に対する健康経営サポート体制を整備し、フォローアップセミナー等を通じて事業所における食・運動・メンタルヘルスなど健康づくりへの取り組み、健康経営推進の取り組みをサポートする。 e. ヘルスター認定2021を行い、健康経営に取り組む優良事業所を認定する。なお、ヘルスター認定2021においては、認定基準の見直しを行うとともに、認定基準を周知することでヘルスター健康宣言事業所へのフィードバックにつなげる。 <p>■ KPI : 健康宣言事業所数を1,800事業所以上とする</p> |
| <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に | <p>2-2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本部で作成した動画等も活用しつつ、保健事業の推進や医療費適正化につながる情報を加入者・事業主に発信することで加入者のヘルスリテラシーの向上し、健康増進、医療費の適正化に向けた自発的な取り組みを促す。 b. 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施す |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|--|
| <p>応じた広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を46%以上とする</p> | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> c. メディアを有効活用し 加入者・事業主のみならず、県民に向けた広報を展開するほか、家庭内における健康意識を高めるための広報を行う。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60%以上とする</p> |
| <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <p>＜その他の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。 ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。 <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤</p> | <p>2－3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(1) 課題分析</p> <p>本部から提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> <p>(2) 医療機関・薬局へのアプローチ</p> <p>県薬剤師会と連携したセミナーの開催など、啓発活動による促進を図るとともに、本部から提供される「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</p> <p>(3) 加入者へのアプローチ</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康保険委員など事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知のほか、地域または年代をターゲットにした働きかけを行う。 <p>(4) その他の取組</p> <p>県をはじめ関係機関に対して積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場での意見発信を行う。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする（※ 医科、DPC、歯科、調剤）</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|---|
| <p>④ インセンティブ制度の実施及び検証<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 | <p>2-4. インセンティブ制度の周知広報</p> <p>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、広報誌、メールマガジン等の広報媒体や研修会等の機会を利用し、令和元年度の結果をもとに周知広報を行う。</p> |
| <p>⑤ 支部で実施した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部事業の独自性を高めるために設定した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組み（本部にて推奨テーマを設定し募集をかけることや、全国展開前に複数支部で事業を行い、実施方法等を定めるなど）により実施する。 ・パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。 | <p>2-5. パイロット事業への積極的な取り組み</p> <p>保健事業の推進や医療費適正化につながる先進的事業を支部内で募り、実施可否を見極めながらパイロット事業への応募を積極的に行っていく。</p> |
| <p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信<Ⅱ、Ⅲ></p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険部会や中央社会保険医療協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 | <p>2-6. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>(1) 地域医療への関与</p> <p>県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。</p> <p>(2) 医療提供体制に係る意見発信</p> <p>地域医療構想調整会議等の医療提供体制にかかる協議の場において医療データ等の分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <p>(3) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <p>a. 地域医療を守る観点から、医療・健診データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」ま</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する | <ul style="list-style-type: none"> たは生活習慣病の予防や重症化の予防について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 b. 熊本県全体の予防・健康づくりや医療費適正化を推進していくため、大学、専門機関、保険者等が緊密に連携し、保険者における保健事業を効果的かつ効率的に推進することを目的に設立された「人生100年くまもとコンソーシアム」に参画し、保険者を横断した医療・健診データ等分析に基づく対応策の検討等を行う。 c. 加入者のポリファーマシー対策のため、レセプトデータを活用した通知事業を行い、併せてかかりつけ医の普及、及びお薬手帳の活用など、上手な医療のかかり方の啓発を行う。 ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する |
| <p>⑦ 調査研究の推進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 本部・支部による医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。 ・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。 ・ 各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を | <p>2-7. 調査研究の推進</p> <p>医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、熊本県の「人生100年コンソーシアム会議」の中で他保険者と協力して分析を実施する。</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|--|
| <p>実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。</p> <p>iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制のあり方について検討する。 | |
| <p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。 | <p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>3-1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用</p> <p>マネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか様々な機会を捉えて、グループ長及びグループ長補佐の管理職としてのマネジメント能力の向上を図る。</p> |
| <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 | <p>(2) 人事評価制度の適切な運営</p> <p>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> |
| <p>③ OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上 | <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <p>a. OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせる中で人材育成策を</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|---|
| <p>げを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進めるための情報収集を行う。 | <p>展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。</p> <p>b. 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。</p> |
| <p>④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。 | |
| <p>⑤ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。 | |
| <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。 | <p>3-2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <p>内部統制基本方針に則り、権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みの構築を目指す。</p> |
| <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを検討し、方針を決定する。 | <p>(2) リスク管理の強化</p> <p>a. 来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。</p> <p>b. 本部監査等や自主点検の指摘事項、支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。</p> <p>c. リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故防止対策を徹底する。</p> |
| <p>③ コンプライアンスの徹底</p> | <p>(3) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> a. コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。 b. 個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。 <p>(4) 事務処理誤りの発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。 b. 定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。 |
| <p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> | <p>3-3. その他の取組</p> <p>(1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 b. 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 c. 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>(2) 予算・実績管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 毎月の実績管理を確実にを行い、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。 b. 事業終了後は事業評価を確実に行う。 <p>(3) 働き方改革の推進を図りワークライフバランスを目指す 業務の生産性を向上させることで超過勤務時間の縮減や育児時短制度等を取</p> |

| 令和3年度事業計画（本部） | 熊本支部 |
|---|--|
| | <p>得しやすい環境を作る。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> |
| <p>② 協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないよう、協会システムを安定稼働させる。 ・新システムの構築と並行しながら、日々のシステム運用・保守業務についてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。 | |
| <p>③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新システム構築スケジュールにも考慮しながら、システム対応を適切に実施する。 | |
| <p>④ 中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。 ・次期業務システムについては、令和5年1月のサービスインに向け、次期システム基盤等の設計・構築・テストを確実に実施する。 ・次期間接システムについては、令和4年4月のサービスインに向け、アプリケーション等の開発・テスト・データ移行を確実に実施する。また、サービスイン前に操作方法に関する研修を実施する。 | |